

市報第12号

海づり施設の指定管理者の指定についての専決処分報告

海づり施設の指定管理者の指定については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成19年8月31日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成19年9月13日提出

横浜市長 中 田 宏

次のように海づり施設の指定管理者を指定する。

平成19年8月31日

横浜市長 中 田 宏

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市本牧海 づり施設	大阪市中央区南船 場2丁目3番2号	イオンディライト株式会社 代表取締役 社 長 古 谷 寛	平成19年8月31日 から平成19年9月 28日まで